

令和5年9月(令和5年度第6回)  
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和5年9月26(火) 午前9時20分～
2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室
3. 出席委員 (16名)

委員	1番	立 迫 直 美
委員	2番	坂 口 利 邦
委員	3番	横 山 一 郎
委員	4番	内 村 綾 美
委員	5番	内 村 香 織
委員	6番	山 下 昭 司
委員	7番	福 田 智 浩
委員	8番	中 村 重 治
委員	9番	藤 井 勇 次
委員	10番	上名主 辰 也
委員	11番	上高原 正 人
委員	12番	黒 江 幹 也
委員	13番	中 原 つや子
委員	14番	美 坂 美智子
委員	15番	大 窪 輝 則
委員	16番	永 野 易 美
4. 欠席委員
5. 議事録署名委員 3番 横 山 一 郎 4番 内 村 綾 美
6. 議 題 議案第20号 農地法第3条許可申請の件について  
議案第21号 農地法第5条許可申請の件について  
議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画案の件について
7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について  
2 あっせん委員の選任について  
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について
8. その他
9. 農業委員会事務局職員  
事務局長 松元 幸一 次長兼係長 原之園 利恵 主事 宮本 晴生
10. 農地利用最適化推進委員 15名 出席
11. — 閉会 —

## 第 6 回定例総会 会議の概要

【午前 9 時 20 分 開会】

事務局	<p>ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和 5 年度肝付町農業委員会第 6 回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」 御着席ください。</p> <p>本日は、改選後初の定例総会となりますが、農業委員、推進委員として初めて臨まれる方も多数おられますので、総会に先立ちまして全員で肝付町農業委員会憲章を唱えていただきたいと思います。 「全員で憲章の唱和」</p> <p>(引き続き、各委員の自己紹介)</p> <p>本日の出席委員は現時点で 16 名中 15 名の出席で、2 番の坂口利邦委員から、定期検査のため遅参するとの連絡がございました。</p> <p>肝付町農業委員会会議規則第 17 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の皆様方には、先ほど、委嘱状を交付させていただきましたので、これから 3 年間、農業委員と連携して業務に従事いただきますようよろしくお願いいたします。それから、白田委員は、本日、大隅地域振興局の事業で新規就農巡回訪問が以前から予定されておりました関係で、欠席届が出ております。</p> <p>また、先にご案内しましたとおり総会終了後に農業委員と農地利用最適化推進委員の業務・役割等について研修会も予定しておりますので、最後までよろしくお願いいたします。それでは、会議規則第 15 条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして永野会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>これから、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは、本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、3 番の横山一郎委員と 4 番の内村綾美委員にお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第 20 号から議案第 22 号まであります。報告協議が 1 から 3 番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は、特にありませんでした。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 20 号「農地法第 3 条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 20 号 農地法第 3 条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第 3 条許可申請は 8 件の申請で、所有権移転の売買が 6 件と贈与が 2 件となっています。売買の 6 件は、田が 4 筆で 3,502 平方メートル、畑が 5 筆で 4,476 平方メートルです。贈与の 2 件は、田が 4 筆で 4,521 平方メートル、畑が 2 筆で 1,237 平方メートルという内訳になっています。</p> <p>整理番号 1 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が富山字〇〇 〇〇番〇、畑が 1 筆で 2,176 平方メートルです。</p>

	<p>整理番号 2 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が南方字〇〇 〇〇番〇外 1 筆、田が 2 筆で 351 平方メートルです。</p> <p>整理番号 3 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇番、田が 1 筆で 1,070 平方メートルです。</p> <p>整理番号 4 番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇番〇、畑が 1 筆で 950 平方メートルです。</p> <p>整理番号 5 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇番〇外 2 筆、畑が 3 筆で 1,578 平方メートルです。</p> <p>整理番号 6 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇番、畑が 1 筆で 722 平方メートルです。</p> <p>整理番号 7 番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇番、田が 1 筆で 2,081 平方メートルです。</p> <p>整理番号 8 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が野崎字〇〇 〇〇番〇外 4 筆、田が 4 筆で 4,521 平方メートル、畑が 1 筆で 287 平方メートルです。</p> <p>以上、8 件の申請については、いずれの譲受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、地域調和要件など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>只今、事務局より説明がありましたので、1 番から 8 番まであります。</p> <p>まず 3 番に梶原推進委員の関係する申請がありますので、その案件から審議いたします。梶原推進委員の退席をお願いします。（梶原推進委員退席）</p> <p>3 番について審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしと認め、3 番の申請については、提案どおり許可することに決定いたしました。（梶原推進委員入室・着席）</p> <p>それでは、3 番を除く 1 番から 8 番までを一括で審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第 20 号農地法第 3 条許可申請の 8 件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして 2 ページをお開きください。</p> <p>議案第 21 号農地法第 5 条許可申請の件「5-5-7」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>「5-5-7」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が鹿屋市〇〇 〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が鹿児島市〇〇 〇〇番〇号の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇番〇、地目は畑、面積は 380 平方メートルです。</p> <p>転用目的が一般住宅・カーポートで、現在借家住まいのため申請地に持ち家を建築し永住したいとのことから申請が出ています。農地の区分は第 2 種農地の</p>

	<p>市街地近接農地に該当します。</p> <p>場所につきましては、〇〇団地近くの農地です。配置図については、図のように住宅を建築し、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で、雨水等の処理については水路放流と自然浸透で計画されています。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、「5-5-7」について、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、山下委員。</p>
山下委員	<p>6番、山下です。「5-5-7」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>9月20日に、藤井委員、私と事務局が2名、申請代理人で現地調査を行いました。場所は事務局からありましたように、〇〇団地の近くです。見取り図にはありませんが、申請地の北側と西側にはすでに住宅が建っております。住宅地に囲まれていることや、また、雨水等も東側の町道側溝に流すということから何ら問題はないかと思われまます。皆さんのご審議をよろしく願いします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-5-7」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-5-7」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして3ページをお開きください。</p> <p>議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画」の決定について、令和5年9月集計分について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画」の令和5年9月集計分につきまして説明いたします。</p> <p>まず、1番の所有権移転ですが、内之浦地区は該当ありませんでした。高山地区は田が2件の2筆で3,605平方メートルです。詳細につきましては4ページに掲載してあります。この案件は先月までの総会であっせん申し出があった分になります。</p> <p>次に2番の利用権設定です。内之浦地区ですが、新規設定は田が2件の2筆で2,835平方メートル、再設定は田が4件の7筆で8,101平方メートルでした。</p> <p>高山地区ですが、新規設定は田が2件の3筆で3,033平方メートル、畑が3件の4筆で7,074平方メートル、再設定は田が11件の24筆で31,483平方メートル、畑が4件の10筆で12,005平方メートルでした。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が19件の36筆で45,452平方メートル、畑が7件の14筆で19,079平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、26件の50筆で64,531平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が5ページ、高山地区が6ページから7ページに掲載してあります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>所有権移転が4ページに2件ありますので審議いたします。まずはお目通しのほどお願いいたします。</p>

	<p>それでは所有権移転について一括で審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>異議なしと認め、所有権移転 2 件については提案どおり許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、利用権設定について審議いたします。</p> <p>内之浦地区が 5 ページに 6 件あります。まずはお目通しのほどお願いいたします。</p> <p>まず 6 番に馬込推進委員の関係する申請がありますので、その案件から審議いたします。馬込推進委員の退席をお願いします。（馬込推進委員退席）</p> <p>6 番について審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>異議なしと認め、6 番の申請については、提案どおり許可することに決定いたしました。（馬込推進委員入室・着席）</p> <p>さらにお目通しください。</p> <p>それでは、6 番を除く 1 番から 5 番までを一括で審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>異議なしと認め、内之浦地区の 6 件の申請につきましては提案どおり全て許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、高山地区が 6 ページから 7 ページに 20 件あります。まずは、お目通しのほどお願いいたします。</p> <p>それでは、1 番から 20 番までを一括で審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>異議なしと認め、高山地区の 20 件の申請につきましては提案どおり全て許可することに決定いたしました。</p> <p>つづきまして、8 ページをお開き下さい。</p> <p>報告・協議の 1 番ですが「農地利用集積事業計画の解約について」11 件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合によるものであり、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。</p> <p>それでは、合意解約の件について、ご意見等はありませんか。</p>
	<p><b>【なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約について、通知がありました 11 件分の確認を終わります。</p> <p>つづきまして、9 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議 2 番のあっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 6 件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。</p> <p>まずは「あ-5-36」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-5-36」について説明いたします。</p> <p>申出人が、肝付町〇〇 〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。</p>

	<p>申出希望地が肝付町後田字〇〇 〇〇番〇 外1筆で、地目・面積は畑が2筆4,166平方メートル、あっせんの種類が譲渡希望です。希望価格については周辺相場となっています。場所につきましては、〇〇〇広場付近にある畑になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-36」のあっせん委員に、地区委員の大窪委員と私、永野で担当いたします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-37」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-37」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇区〇〇 〇〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町南方字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、田が1筆1,310平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については周辺相場となっています。場所につきましては、〇〇振興会付近にある田になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-37」のあっせん委員に、地区委員の中原つや子委員、上高原委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-38」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-38」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇 〇〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町南方字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、田が1,598平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については周辺相場となっています。場所につきましては、〇〇振興会付近にある田になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-38」のあっせん委員に、地区委員の中原つや子委員、上高原委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-39」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-39」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇番で、地目・面積は、田が1筆888平方メートル、あっせんの種類は貸付希望です。希望価格については周辺相場希望期間は5年以上となっています。場所につきましては、〇〇振興会付近にある田になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-39」のあっせん委員に、地区委員の内村綾美委員と中村委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-40」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-40」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町野崎字〇〇 〇〇番〇 外1筆で、地目・面積は、田が2筆2,048平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については10アール当たり160,000円となっています。場所につきましては、〇〇〇にある田になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-40」のあっせん委員に、地区委員の坂口委員と立迫委員でお</p>

	<p>願います。</p> <p>つづきまして、「あ-5-41」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-41」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、田が1筆1,467平方メートル、あっせんの種類は譲受希望です。希望価格については1筆100,000円となっています。場所につきましては、〇〇〇店付近にある田になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-5-41」のあっせん委員に、地区委員の中村委員と内村綾美委員で願います。</p> <p>以上であっせん申出に係るあっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>次に12ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の3番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局に説明を願います。</p>
事務局	<p>それでは、あっせん申し出に係る整理について、12ページから15ページにあっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めていただきました分について、それぞれ掲載しております。あっせんが成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。</p> <p>また、今回の改選により、8名の農業委員が入れ替わりましたので、未成立のあっせん申し出案件選任委員を資料のとおり変更いたしました。</p> <p>変更した委員については、下線でお示ししてありますので、今後、担当する農地あっせん等の依頼がありましたら、おつなぎいただくようお願いいたします。</p> <p>また、参考資料として、別紙で先月までの選任委員を記載した資料を準備させていただきましたので、ご活用ください。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては以上です。</p>
議長	<p>この件に関しまして何か質問等ありませんか。はい藤井委員。</p>
藤井委員	<p>農業委員、推進委員が改選で新しくなられ、あっせん申し出の対処方法がまだ分からなかったりすると思いますが、以前農業委員になられた方があっせん申請のあったところを自分で譲り受けるということがあり、事務局で揉めた経緯がありました。</p> <p>私ども農業委員及び推進委員は、認定農家、担い手農家に農地を集約する立場であることを念頭に置き、これからあっせん活動をしていただくように会長・事務局からも説明をされていたほうが、今後のトラブル防止になると思いますが、私からの提案です。</p>
議長	<p>事務局から説明を願います。</p>
事務局	<p>今、藤井委員からありましたように委員の皆様は、まずは認定農家、担い手農家に優先的に農地をあっせんすること念頭に置いていただき、あっせん案件をおつなぎいただくよう今後ともよろしく願いたします。</p>
議長	<p>他に質問等ありませんか。</p>
	<p>【なしとの声あり】</p>

議 長	<p>それでは、質問等ないようですので、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について終わります。</p> <p>次にその他に入りますが、みなさんから、または事務局から何かありませんか。はい、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>事務局からその他で、いくつか提案及び連絡等をさせていただきます。 (事務局より提案及び連絡事項等の説明及び協議)</p> <p>① 慶弔及び活動等の支出に係る規程について。 ② 令和5年度地域別農業委員会農地利用最適化推進会議について。 ③ 改選後の農業委員・農地利用最適化推進委員区域表について。 ④ 令和5年度農業委員会総会の開催予定日について。 ⑤ 各委員の連絡先について。</p>
議 長	<p>他にその他で何かございませんか。はい、末次推進委員。</p>
末次推進委員	<p>会長及び委員の皆さんにお願いがあり、少し発言の時間をいただきます。</p> <p>本年6月議会の議会だよりに、肝付町は畜産農家への物財や飼料高騰による補助金の提供がありました。これを町全体に補助をするようなことで町長に要望してもらいたい。畜産農家だけでなく農家は、肥料や様々な経費が値上がりしている状況で、町民全体が影響を受けていると思うが、畜産農家だけ補助するのはいかなものかと議会だよりを見て思ったところです。</p> <p>新しい会長には、町民全体へ補助を支援していただけるように、農業委員会の意見として切実に要望していただけないでしょうか。</p>
議 長	<p>私の方から総会でこのような要望があったことを、町長にお話させていただきます。</p>
議 長	<p>それでは、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、10月25日(水)を予定しております。</p> <p>以上をもちまして、9月の定例総会を閉会いたします。</p>

<午前10時22分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和5年9月26日

肝付町農業委員会

会 長 永野 易美

委 員 横山 一郎

委 員 内村 綾美